



■ 目次

最近公表された FSP は基本的 EPS および希薄化後 EPS の計算に影響
PwC が非営利組織の合併に関する基準案に対するフィードバックを提供
FASB 関連記事

■ 最近公表されたFSPは基本的EPSおよび希薄化後EPSの計算に影響

最近公表されたFASB職員意見書No. EITF 03-6-1に基づき、株式報酬の確定前にその保有者に失効しない配当受取権を与える特定の株式報酬は、参加型証券として取り扱わなければなりません。参加型証券として、これらの報酬は、普通株主および参加型証券に収益を分配する計算式、区分法(two-class method)を使った基本的1株当たり利益(EPS)の計算に含めなければなりません。

このFSPは、こうした報酬制度を有する企業の基本的EPSおよび希薄化後EPSを押し下げる可能性の高いものであり、現行実務を大幅に変更する先駆けとなります。過去、失効しない配当受取権を伴う未確定の株式報酬は、金庫株方式を使った希薄化後EPSの計算にしか含まれていませんでした。それらの株式報酬は参加型証券とは見なされず、従って基本的EPSの計算に含められるものとはされていませんでした。

DataLine 2008-16 では、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はこのFSPの主要な規定について論じ、それに関するPwCの洞察を共有しています。このFSPは12月決算企業については2009年から適用となります。企業はこの新しいガイダンスについての検討と、株式報酬プランがEPSの計算にどのような影響を与えるかの評価を開始したいと考えてでしょう。

▼ このDataLineはCFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7GUL4Y&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが非営利組織の合併に関する基準案に対するフィードバックを提供

米財務会計基準審議会(FASB)へのコメントレターで、PwCは非営利組織の合併についてのFASBの定義案に対するフィードバックを提供しました。このフィードバックはFASBから最近要請されたものであり、PwCは2006年10月に公表された公開草案「非営利組織：合併と買収」の潜在的改訂に関するコメント募集への回答としてこのフィードバックの提供を行っています。

FASBの要請の目的は、FASBによる合併の定義が適切かどうか、そして実務的に非営利組織による合併と買収の識別が可能かどうかを判断することにあります。FASBへのフィードバックの中で、PwCはこの定義案が合併と買収の区別において概ね適切であると同意しています。またこの定義案は組織全体の結合に関する取引についても合理的な程度の一貫性をもって適用可能であると考えます。新しい組織を創設するために二つ以上の非営利組織がその一部の活動に関してのみ結合する取引(例えば、総合的な一連の純資産の結合あるいは二つの子会社の結合)に関し、実質上はジョイント・ベンチャーである取引に支配の譲渡基準を実際に適用しようとする際に財務諸表作成者と監査人が共通する判断に至ることができない可能性に関するFASBの明らかな懸念をPwCは共有します。従って、PwCは、合併の定義に以

下の見解を含む原則を明示することを提案します。すなわち、(1) 当該事業体が完全に結合すること、(2) 新組織の創設のため支配が譲渡されること、および (3) 他の事業体を買収する事業体が存在しないこと、です。また、PwCではガイダンスの明確性を拡充するためのその他の提案も提供しています。

▼ PwCのコメントレターの全文はCFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7GULJ3&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ FASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは金融資産の譲渡のプロジェクトの概要を更新しました。
http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-30は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/action/aa072408.shtml>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.